

## 新型コロナウイルス感染症に係る施設利用及びイベント等実施方針（暫定版）

2020. 3. 11制定	2020. 5. 28改定	2020. 8. 14改定	2020. 10. 16改定	2020. 12. 14改定	2021. 2. 8改定	2021. 4. 12改定	2021. 7. 6改定
2020. 3. 23改定	2020. 7. 6改定	2020. 8. 20改定	2020. 11. 1改定	2020. 12. 18改定	2021. 2. 15改定	2021. 4. 20改定	2021. 7. 12改定
2020. 3. 31改定	2020. 7. 10改定	2020. 8. 21改定	2020. 11. 2改定	2020. 12. 21改定	2021. 2. 22改定	2021. 4. 25改定	2021. 8. 2改定
2020. 4. 3改定	2020. 7. 17改定	2020. 8. 25改定	2020. 11. 3改定	2020. 12. 26改定	2021. 3. 1改定	2021. 5. 6改定	2021. 8. 10改定
2020. 4. 14改定	2020. 7. 20改定	2020. 9. 1改定	2020. 11. 13改定	2020. 12. 28改定	2021. 3. 8改定	2021. 5. 12改定	2021. 8. 20改定
2020. 4. 17改定	2020. 7. 31改定	2020. 9. 7改定	2020. 11. 16改定	2021. 1. 8改定	2021. 3. 22改定	2021. 5. 18改定	2021. 8. 27改定
2020. 4. 18改定	2020. 8. 1改定	2020. 9. 11改定	2020. 12. 4改定	2021. 1. 14改定	2021. 3. 23改定	2021. 5. 26改定	2021. 9. 1改定
2020. 5. 6改定	2020. 8. 5改定	2020. 9. 17改定	2020. 12. 7改定	2021. 1. 18改定	2021. 3. 29改定	2021. 6. 10改定	
2020. 5. 20改定	2020. 8. 7改定	2020. 9. 23改定	2020. 12. 11改定	2021. 1. 25改定	2021. 4. 5改定	2021. 6. 21改定	

区分	方針
1 施設の利用	<p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、施設の利用を不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱、風邪等の症状がある場合</li> <li>・国が新潟県に対して緊急事態宣言を発令した場合又は国が緊急事態宣言を発令した都道府県※<sup>1</sup>に居住する者が利用する場合</li> <li>・新潟県が警報を発令し、不要不急の往来の自粛を要請した感染拡大が見られる他都道府県※<sup>2</sup>に居住する者が利用する場合</li> <li>・都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県※<sup>3</sup>に居住する者が利用する場合</li> <li>・新潟県が警報を発令し、三条市に不要不急の外出自粛を要請した場合</li> <li>・新潟県が警報を発令し、不要不急の外出自粛を要請した市町村※<sup>4</sup>に居住する者が利用する場合</li> </ul>
	<p>(2) (1)に該当しない場合は、施設利用に応じて次の感染予防対策を利用者が行った上で利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗い及び手指消毒を実施すること。</li> <li>・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類を持参すること。</li> <li>・中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従ってスポーツ競技を行う場合を除き、人と人との間にはできる限り2m、前後に並んで歩く場合には5m程度、前後に並んで走る場合には10m程度の距離を確保すること。これらの距離の確保が困難である場合は、マスクを着用すること。</li> <li>・飲食を行う場合は、大皿の使用（トング等を使用する場合を除く。）、グラスの回し飲みなどを行わないこと。</li> <li>・会食を行う場合は、大声を出さないこと。</li> <li>・発声等を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策を実施すること。</li> <li>・接触確認アプリ（COCOA）のインストール並びに新潟県新型コロナお知らせシステムのLINE公式アカウントの登録及びQRコードの読み取りに協力すること。</li> <li>・施設内でイベント等を主催する場合には、「2 イベント等の実施」に記載する基準を参考とした感染予防対策を実施すること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年8月7日）が示した感染の状況に関する指標のうち、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が15人以上かつ感染経路不明な感染者の割合が50%以上の都道府県※<sup>5</sup>に居住する者については、住所及び氏名の記載並びに行動履歴の記録等を実施すること。</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;"> <p>9月3日から9月16日までの間は、生活の維持のために必要な施設※9を除き、全ての施設を利用中止</p> </div>

	(1) 次のいずれかに該当する場合は、イベント等を中止又は延期 ・次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる場合					
	<table border="1"> <tr> <td>収容人数が1万人を超える施設で、イベント等を実施するとき</td> <td>収容人数の半分を超える参加人数となる場合</td> </tr> <tr> <td>収容人数が1万人以下の施設で、客の大声での歓声、声援等を伴うイベント※<sup>6</sup>を実施するとき</td> <td>原則、収容人数の半分を超える参加人数となる場合</td> </tr> <tr> <td>収容人数が1万人以下の施設で、客の大声での歓声、声援等を伴わないイベント※<sup>7</sup>を実施するとき</td> <td>5,000人又は収容人数を超える参加人数となる場合</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三つの密」※<sup>8</sup>が回避できない場合</li> <li>・国が新潟県に対して緊急事態宣言を発令した場合又は国が緊急事態宣言を発令した都道府県※<sup>1</sup>に居住する者が来場する場合</li> <li>・新潟県が警報を発令し、不要不急の往來の自粛を要請した感染拡大が見られる他都道府県※<sup>2</sup>に居住する者が来場する場合</li> <li>・都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県※<sup>3</sup>に居住する者が来場する場合</li> <li>・新潟県が警報を発令し、三条市に不要不急の外出自粛を要請した場合</li> <li>・新潟県が警報を発令し、不要不急の外出自粛を要請した市町村※<sup>4</sup>に居住する者が来場する場合</li> </ul>	収容人数が1万人を超える施設で、イベント等を実施するとき	収容人数の半分を超える参加人数となる場合	収容人数が1万人以下の施設で、客の大声での歓声、声援等を伴うイベント※ <sup>6</sup> を実施するとき	原則、収容人数の半分を超える参加人数となる場合	収容人数が1万人以下の施設で、客の大声での歓声、声援等を伴わないイベント※ <sup>7</sup> を実施するとき
収容人数が1万人を超える施設で、イベント等を実施するとき	収容人数の半分を超える参加人数となる場合					
収容人数が1万人以下の施設で、客の大声での歓声、声援等を伴うイベント※ <sup>6</sup> を実施するとき	原則、収容人数の半分を超える参加人数となる場合					
収容人数が1万人以下の施設で、客の大声での歓声、声援等を伴わないイベント※ <sup>7</sup> を実施するとき	5,000人又は収容人数を超える参加人数となる場合					
2 イベント等の実施	<p>(2) (1)のいずれにも該当しない場合は、イベント等に応じて次の感染予防対策を主催者が行った上で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱、風邪等の症状がある者への参加の自粛要請（看板設置等による呼びかけ）</li> <li>・手指消毒剤等の設置</li> <li>・共有する物品又は設備の消毒</li> <li>・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類の持参の要請</li> <li>・中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従ってスポーツ競技を行う場合を除き、人と人との間にはできる限り2m、前後に並んで歩く場合には5m程度、前後に並んで走る場合には10m程度の距離の確保。これらの距離の確保が困難である場合は、マスク着用の要請、間仕切りの設置、入場規制などの措置を実施</li> <li>・飲食の提供を行う場合は、試食販売、大皿での提供（トング等を使用する場合を除く。）、グラスの回し飲みなどを行わないことの周知</li> <li>・会食を行う場合は、大声を出さないことの周知</li> <li>・発声等を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策の実施</li> <li>・キャッシュレス決済及びコイントレイの使用、手配りによるパンフレット配布の回避などの接触感染防止対策の実施</li> <li>・参加者の滞留時間が概ね30分を超えるイベント等の場合は、参加者名簿の作成（参加者が特定できるものを除く。）</li> <li>・イベント参加者に接触確認アプリ(COCOA)をインストールすること及び新潟県新型コロナお知らせシステムのLINE公式アカウントを登録し、QRコードを読み取ることの促し</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年8月7日）が示した感染の状況に関する指標のうち、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が15人以上かつ感染経路不明な感染者の割合が50%以上の都道府県※<sup>5</sup>に居住する者に対して、住所及び氏名の確認並びに行動履歴の記録等の依頼</li> </ul> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"><b>9月3日から9月16日までの間は、新型コロナワクチン接種、各種検診等を除き、中止又は延期</b></p>					

※1 「国が緊急事態宣言を発令した都道府県」は、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県をいう。（令和3年9月1日現在）

※2 「新潟県が警報を発令し、不要不急の往來の自粛を要請した感染拡大が見られる他都道府県」は、該当なし。（令和3年9月1日現在）

※3 「都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県」は、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県

広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県をいう。(令和3年9月1日現在)

※4 「新潟県が警報を発令し、不要不急の外出自粛を要請した市町村」は、該当なし。(令和3年9月1日現在)

※5 「新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年8月7日)が示した感染の状況に関する指標のうち、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が15人以上かつ感染経路不明な感染者の割合が50%以上の都道府県」は、該当なし。(令和3年9月1日現在)

※6 「客の大声での歓声、声援等を伴うイベント」とは、音楽(ロックコンサート、ポップコンサート等)、スポーツイベント(サッカー、野球等)、公演(親子会公演等)、ライブハウスにおける各種イベントなどをいう。

※7 「客の大声での歓声、声援等を伴わないイベント」とは、音楽(クラシック音楽、合唱等のコンサート)、演劇等(ミュージカル、読み聞かせ等)、舞踊(バレエ等)、芸能・演芸(落語、漫才等)、公演・式典(各種講演会、説明会、各種教室等)、展示会(各種展示会、商談会)などをいう。

※8 「三つの密」とは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)(新型コロナウイルス感染症対策本部決定))P7に記載する、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である。)、②密集場所(多くの人が密集している。)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる。)という3つの条件をいう。

※9 「生活の維持のために必要な施設」とは、次の施設をいう。

三條市役所各庁舎、嵐南サービスコーナー(嵐南公民館内)、斎場、ステージえんがわ(レストランに限る。)、東三條駅前駐車場、清掃センター、汚泥再生処理センター、緑のリサイクルセンター、道の駅漢学の里ただ(売店・レストランに限る。)、道の駅庭園の郷保内(売店・レストランに限る。)、ソレイユ三條(相談業務)、職業訓練施設(職業訓練授業に限る。)、定期市、三條ものづくり学校(レストラン・オフィスに限る。)、子育て拠点施設あそぼって(一時預かりに限る。)、子育て拠点施設すまいるランド(一時預かりに限る。)、青少年育成センター(相談業務)、保育所等、児童クラブ、子育て支援センター(一時預かりに限る。)、消防本部・消防署